

## 養育家庭委託の解除理由別内訳の推移

(単位：件)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
総数	90	71	67	77	104
養子縁組	2	-	3	-	6
満年齢	24	24	16	15	23
就職	2	-	6	3	1
その他	20	9	18	36	44
措置変更	42	38	24	23	30

(注) 東京都福祉局調べによる。

## 児童相談所一時保護所の入所定員及び入所期間、 事故件数、職員の研修状況並びに心理専門職の配 置状況

### (1) 入所定員、新規入所児童数、入所期間等

(単位：人、日)

区分		令和6年度
入所定員数		250
新規入所児童数		2,114
平均入所期間		54.2
入所期間90日以下児童数		1,717
入所期間90日超え児童数		412
最長入所期間	(日数)	490
	(主な理由)	施設入所調整に時間を要したため

(注) 東京都福祉局調べによる。

### (2) 事故件数 (被措置児童等虐待の該当件数)

(単位：件)

区分		令和4年度から令和6年度
事故件数 (被措置児童等虐待 の該当件数)	(件数)	1
	(主な理由)	職員による心理的虐待と認められる 不適切な支援

(注) 東京都福祉局調べによる。

(3) 児童相談所職員の研修状況

区分	対象	内容
新任職員研修	①新任児童福祉司 ②新任児童心理司 ③新任一時保護所職員 ④新任児童相談所会計 年度任用職員	各職種の役割に応じた基礎的知識、福祉全般の知識など、業務に必要な幅広い内容の研修を実施
所長研修	①新任児童相談所管理職 ②児童相談所管理職	組織のトップとして理解しておくべき内容の研修を実施
児童福祉司研修	①児童福祉担当課長代理 ②チーフ ③4年目以上 ④3年目 ⑤2年目 ⑥児童福祉司全員	役割や経験年数に応じて、ケースマネジメント演習、他職種合同研修、他機関合同研修、スーパーバイズ等のきめ細かな研修を実施
児童心理司研修	①心理指導担当課長代理 ②4年目以上 ③3年目 ④2年目 ⑤児童心理司全員	役割や経験年数に応じて、心理検査技法や児童特性に応じた対応を学ぶ研修や経験年数別の実施する事例演習などを実施
一時保護所職員研修	①課長代理（保護担当・指導担当） ②課長代理（保護支援担当・保護指導担当） ③3年目以上 ④2年目 ⑤保護所職員全員	役割や経験年数に応じて、他機関での実習、権利擁護や支援改善の取組に関する研修を実施
特別研修	法的被害事実確認面接実務 トレーニング研修修了者を 対象	被害確認面接技法のフォローアップ を実施
全体研修	希望する児童相談所職員	職務に関わらず広く職員の関心が高い内容や認識すべき内容、時勢を捉えた内容の研修を実施
面接スキル トレーニング研修	新任児童福祉司・新任児童 心理司	ロールプレイング方式で面接技術の 向上を図る面接スキルトレーニング 研修をトレーニングセンターで実施
児童支援 スキルアップ研修	新任一時保護所職員	ロールプレイング方式で児童支援技 術の向上を図る児童支援スキルアッ プ研修をトレーニングセンターで実 施
事例検討	新任児童福祉司・新任児童 心理司	ゼミ形式による事例検討をトレー ニングセンターで実施

面接スキル トレーニング研修 アドバンスコース	2年目児童福祉司・2年目児童心理司	面接スキルトレーニングを修了した2年目職員の面接スキルの定着・習熟を図る研修をトレーニングセンターで実施
児童支援 スキルアップ研修 アドバンスコース	2年目一時保護所職員	児童支援スキルアップ研修を修了した2年目職員の児童支援スキルの向上を図る研修をトレーニングセンターで実施
事例検討	2年目児童福祉司・2年目児童心理司	2年目児童福祉司及び児童心理司を対象にゼミ形式により事例検討をトレーニングセンターで実施。 ケースを見立てる力の向上を図る。

(注) 令和7年度児童相談所研修計画による。

(4) 令和7年度心理専門職の配置状況

(単位：人)

区分		定数
児童相談所	児童心理司	277
一時保護所	心理職員 (常勤職員)	8
	心理職員 (会計年度任用職員)	16

(注) 東京都福祉局調べによる。

都所管の児童養護施設への指導検査における  
文書指摘数の推移

(単位:件)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
総 数	10	2	3	11	12	
内 訳	児童の権利擁護に関すること	4	1	—	—	—
	苦情解決に関すること	1	—	—	—	—
	事故防止に関すること	1	—	—	—	—
	職員の配置及び管理に関すること	—	—	—	—	—
	施設長の責務に関すること	2	1	—	—	—
	建物設備の管理に関すること	—	—	—	—	—
	災害対策に関すること	2	—	3	8	5
	養育・支援に関すること	—	—	—	—	—
	会計経理に関すること	—	—	—	2	3
	その他	—	—	—	1	4

(注) 東京都福祉局調べによる。

## 都所管の児童養護施設並びに児童相談所及び一時保護所における人権教育・外部通報に係る取組状況

区分	人権教育	外部通報
児童養護施設	<p>(1) 施設職員及び児童向け研修 「子供の権利ノート」を基に、措置児童の権利や被措置児童等虐待の相談窓口についての説明・意見交換を全施設3年に1回実施（実施数：18施設）</p> <p>(2) 全児童養護施設職員向け研修 東京都社会福祉協議会児童部会が主催する権利擁護研修において講義を実施</p>	<p>被措置児童等虐待事案として、児童福祉法第33条の14に基づき対応</p> <p>受理した案件については、調査結果も含め東京都児童福祉審議会子供権利擁護部会に報告 （受理42件。このうち子供本人からの届出によるものは9件）</p>
児童相談所一時保護所	<p>(1) 新任職員向け研修 児童相談所一時保護所の新任職員の業務に関する研修において、児童の人権や意見表明権の尊重、被措置児童等虐待について講義を実施</p> <p>(2) 局職員向けの研修 人権・同和問題に関する研修を実施（3年に1回の悉皆）</p>	

(注) 令和6年度の状況である。

## 児童相談所における措置、措置解除に係る不服 申立て件数（審査請求等を含む）及びその裁決 等内訳の推移

(単位：件)

区分		件数	裁決等内訳					
			却下	棄却	一部却下 一部棄却	認容	取下	裁決 未了
令和2年度	措置	14	7	5	-	-	-	2
	措置解除	-	-	-	-	-	-	-
令和3年度	措置	8	3	5	-	-	-	-
	措置解除	4	-	2	-	-	2	-
令和4年度	措置	10	2	3	-	-	-	5
	措置解除	2	1	1	-	-	-	-
令和5年度	措置	12	5	1	-	-	-	6
	措置解除	5	1	-	-	-	-	4
令和6年度	措置	17	6	1	-	-	-	10
	措置解除	4	2	2	-	-	-	0

(注1) 「措置解除」は、「措置停止」を含む。

(注2) 「区分」中の年度は、收受した年度を基準とする（裁決等と收受した年度が異なる場合も、裁決等の年度にかかわらず、收受した年度を基準に集計している。）。

(注3) 收受後裁決前に区の児童相談所が新設されたことに伴い区へ案件を引き継いだケースは「裁決未了」に計上している（令和元年度「措置」1件）。

(注4) 各特別区が児童相談所を開設した年度以降の、特別区児童相談所分の数値は除く。

児童相談所における親権停止審判の請求人数  
及び承認人数の実績推移

(単位：人)

区分	請求人数	承認人数
令和2年度	3	4
令和3年度	7	4
令和4年度	2	4
令和5年度	1	1
令和6年度	3	3

(注) 請求人数と承認人数は各年度の数であるため、承認人数は前年度以前に請求したケースも含まれている。

東京都児童相談所による医療機関への一時保護  
委託件数の推移

(単位：件)

区分	件数
令和2年度	229
令和3年度	232
令和4年度	233
令和5年度	246
令和6年度	318
合計	1,258

(注1)「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金に係る事業実績報告書」における集計方法に準じ、年度をまたぐ一時保護委託は各年度にそれぞれ件数を計上している。

【例】令和6年3月31日から令和6年4月1日まで2日間委託されている児童がいる場合、令和5年度と令和6年度に各1件各1日としてそれぞれ計上

(注2)保護者等が新型コロナウイルス感染症に感染したことにより医療機関へ一時保護委託した児童の件数は除く。

(注3)各特別区が児童相談所を開設した年度以降の、特別区児童相談所分の数値は除く。

精神科医療機関における虐待が疑われる事案  
の件数及び内訳の推移

(単位：件)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
虐待が疑われる事案 の件数	-	-	6	16	24	
内訳	身体的虐待	-	-	4	11	20
	性的虐待	-	-	-	-	-
	心理的虐待	-	-	2	5	6
	放棄、放置	-	-	-	-	2
	その他	-	-	-	-	-

(注1) 各年度において、精神保健福祉法に基づく実地指導、精神科医療機関からの報告等により都が把握した事案の件数。

(注2) 令和5年度以前は、立入検査の結果、虐待の事実が確認できなかった事案を含む。

(注3) 令和6年度は、虐待と認定した件数（1件で重複の内訳に該当するため、事案の件数とは一致しない。）。

## 精神科病院への事前予告なしの立入検査や行政処分の件数

(単位：件)

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
事前予告なしの立入検査	1	4	21	11	5
行政処分	0	0	1	0	0

(注1) 事前予告なしの立入検査は、精神保健福祉法に基づく実施指導及び医療法に基づく立入検査の延べ件数である。

(注2) 令和7年度 of 事前予告なしの立入検査は、令和8年1月末現在の件数

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援  
 するための法律及び生活保護法に基づき、都が  
 行った指定医療機関数並びに取消件数及び理由  
 (過去5年)

## (1) 指定医療機関数

(単位：件)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
指定自立支援医療機関 (精神通院医療)	9,434	9,750	10,060	10,400	10,648
指定自立支援医療機関 (更生医療)	4,471	4,629	4,799	4,986	5,054
指定自立支援医療機関 (育成医療)	4,370	4,521	4,691	4,876	4,944
生活保護法による 指定医療機関	23,790	24,057	24,171	24,349	24,500

(注1) 各年度末時点の数である。

(注2) 生活保護法による指定医療機関数には、中核市である八王子市分は含まない。

## (2) 指定医療機関の取消件数

(単位：件)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
生活保護法による 指定医療機関	-	4	3	3	2

(注1) (1)のうち、取消しがあった指定医療機関のみ記載している。

(注2) 取消理由は、診療報酬の不正請求又は監査拒否による。

## 生活保護法に基づく指定医療機関数の推移（過去5年）

（単位：か所）

区 分	指定医療機関数
令和2年度	23,790
令和3年度	24,057
令和4年度	24,171
令和5年度	24,349
令和6年度	24,500

（注1）各年度末時点の数である。

（注2）生活保護法による指定医療機関数には、中核市である八王子市分は含まない。

## 医療保護入院届出件数及び措置入院者数

## (1) 医療保護入院届出件数

(単位：件)

区分	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
医療保護入院届出件数	18,319	18,814	18,520	17,745	15,364

## (2) 措置入院者数

(単位：人)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
措置入院者数	1,126	1,265	1,312	1,432	1,864

(注1) 上記(1)表は、各年1月1日から12月31日までの間に、精神保健福祉法第33条第9項に基づき、精神科病院から都へ届出があった件数である。

(注2) 上記(2)表は、各年度4月1日から3月31日までの間に、精神保健福祉法第29条第1項に基づき、都が入院措置を行った人数である。

自立支援医療費（精神通院医療）受給者証所持者数  
及び死亡・病状改善を理由とする受給者証返還数の推移

## (1) 自立支援医療費（精神通院医療）受給者証所持者数

(単位：人)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
受給者証所持者数	139,491	257,755	279,648	292,617	294,972

(注) 各年度末までの認定者の合計人数である。

## (2) 死亡・病状改善を理由とする受給者証返還数

(単位：人)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
死亡による返還数	360	423	442	541	513
病状改善による返還数	56	85	58	54	41

(注) 各年度末までの返還数である。

## 自立支援医療費（精神通院医療）の公費負担額の推移（件数、合計金額）

(単位：件)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
公費負担件数	4,494,336	4,726,124	4,987,556	5,227,747	5,439,039

(単位：千円)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
公 費 負 担 額	34,910,613	36,941,575	38,243,318	40,628,633	42,375,278

(注1) 公費負担件数は、令和5年度までは「東京都の精神保健福祉（令和5年版）」、令和6年度は東京都国民健康保険団体連合会及び社会保険診療報酬支払基金からの請求実績による。

(注2) 公費負担合計金額は、「障害者医療費国庫負担金」の実績報告による。

旧滝山病院の令和5年2月15日以降直近までの  
死亡者数及び死因、入院、退院と地域移行の状況

## (1) 新規入院者数、転院退院者数及び死亡者数

(単位：人)

区分	新規入院	転退院	死亡	月末人数
令和8年 1月31日 現在の人数	88	98	64	71

(注1) 精神保健福祉法に基づく立入検査等により都が把握したもの。

(注2) 事件が最初に報道された令和5年2月15日時点の入院患者は145人。

## (2) 死因について

死亡された方については、高齢の方や慢性腎不全などの疾患を抱えた方が多かったことを把握

(注) 令和6年11月1日に、病院名称が「滝山病院」から「希望の丘八王子病院」に変更された。

旧滝山病院における、任意入院以外の入院形態による  
在院者数、身体拘束、隔離、死亡退院の件数の推移

## (1) 任意入院以外の入院形態による在院者数

(単位：人)

区 分	令和5年	令和6年	令和7年
措置入院	—	—	—
医療保護入院	17	10	13
応急入院	—	—	—

## (2) 身体拘束、隔離の件数

(単位：件)

区 分	令和5年	令和6年	令和7年
身体拘束	1	0	0
隔離	0	0	0

## (3) 死亡による退院者数

(単位：人)

区 分	令和5年	令和6年	令和7年
死亡による退院者	2	2	1

(注1) 精神保健福祉資料調査による。(各年6月30日現在の件数)

(注2) 上記(1)表について、滝山病院は措置入院患者の入院及び応急入院患者の入院に対応する指定病院ではないため、表内表示を「—」としている。

(注3) 死亡による退院者については、各年6月1日から6月30日までの1か月に精神病床から退院したもののうち、退院後転帰が「死亡」である件数である。

(注4) 令和6年11月1日に、病院名称が「滝山病院」から「希望の丘八王子病院」に変更された。

## 希望の丘八王子病院への都の対応・取組

日付	都の対応・取組
令和7年1月14日	改善計画の進捗状況等を確認するため、立入検査を実施
令和7年1月27日	改善計画の進捗状況等を確認するため、立入検査を実施
令和7年2月21日	改善計画の進捗状況等を確認するため、立入検査を実施
令和7年7月10日	改善計画の進捗状況等を確認するため、立入検査を実施
令和7年10月10日	定期的実施する立入検査に加え、改善計画の進捗状況等を確認するための立入検査を実施

(注1) 改善計画に係る取組状況について、病院から四半期ごとに都へ報告している。

(注2) 虐待防止委員会は、病院において、毎月1回開催している。

(注3) 令和6年11月1日に、病院名称が「滝山病院」から「希望の丘八王子病院」に変更された。

## 妊娠相談ほっとラインの相談実績内訳の推移

(単位：件)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	合計	
全相談件数	4,685	4,227	4,082	3,123	2,722	18,839	
うち予期しない妊娠や望まない妊娠に関する相談	279 (6.0%)	202 (4.8%)	236 (5.8%)	177 (5.7%)	179 (6.6%)	1,073 (5.7%)	
対応内容内訳	傾聴・助言等	2,675 (57.1%)	2,465 (58.3%)	1,885 (46.2%)	1,463 (46.8%)	1,169 (42.9%)	9,657 (51.2%)
	情報提供	1,213 (25.9%)	1,013 (24.0%)	1,121 (27.5%)	845 (27.1%)	573 (21.1%)	4,765 (25.3%)
	受診勧奨	487 (10.4%)	596 (14.1%)	788 (19.3%)	419 (13.4%)	440 (16.2%)	2,730 (14.5%)
	関係機関紹介	255 (5.4%)	106 (2.5%)	237 (5.8%)	377 (12.1%)	507 (18.6%)	1,482 (7.9%)
	その他	55 (1.2%)	47 (1.1%)	51 (1.2%)	19 (0.6%)	33 (1.2%)	205 (1.1%)

(注1) 東京都福祉局調べによる。

(注2) 対応内容内訳の割合は、全相談件数に対する割合である。

## 重症心身障害児（者）施設の待機者数の推移 過去5年

(単位：人)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
待機者数	494	464	460	445	397

(注1) 各年度末の状況である。

(注2) 東京都児童相談所把握数(18歳未満)、特別区児童相談所把握数(18歳未満)及び区市町村からの登録者数(18歳以上)の合計である。

## 都外障害者支援施設一覧(令和7年4月1日現在)

(単位:人)

所在地	No.	名称	設置主体	開設年月	定員	都卒定員
青森県	1	かもめ苑	(社福)平館福祉会	H9.10	80	72
	2	つがるの里	(社福)健誠会	H7.10	70	63
	3	りんどう苑	(社福)浪岡あすなろ会	H8.10	80	72
	4	あぜりあ苑	(社福)つつじ会	H5.4	80	72
秋田県	5	鹿角苑(かづのえん)	(社福)花輪ふくし会	H1.4	40	36
	6	森幸園(しんこうえん)	(社福)交楽会	H5.4	70	63
	7	阿仁かざはり苑	(社福)秋田県民生協会	H2.4	80	72
	8	合川新生園	(社福)秋田県民生協会	S55.3	100	97
	9	友生園(ゆうせいえん)	(社福)秋田県民生協会	H3.6	80	72
	10	ひまわり苑	(社福)若美福祉会	S63.4	80	72
	11	ひばり野園	(社福)羽後町福祉会	H4.7	80	72
宮城県	12	ほんとか苑	(社福)槃特会	H6.7	50	45
山形県	13	水明苑	(社福)敬天会	H4.4	80	72
	14	最上ふれあい学園	(社福)豊寿会	H2.4	80	72
	15	白鷹陽光学園	(社福)白鷹福祉会	H7.10	80	72
福島県	16	さざなみ学園	(社福)清峰会	S60.4	80	72
栃木県	17	緑ヶ丘育成園	(社福)渡良瀬会	S43.7	140	140
	18	皇海荘(すかいそう)	(社福)すかい	S60.4	60	54
	19	第二皇海荘	(社福)すかい	S62.4	60	54
	20	かりいほ	(社福)紫野の会	S54.4	30	27
群馬県	21	都学園	(社福)大平台会	S46.5	70	63
	22	第二都学園	(社福)大平台会	S56.5	58	53
	23	妙義もみじ学園	(社福)愛友会	S55.6	50	45
	24	あけぼのホーム	(社福)恵の園	S56.4	50	45
埼玉県	25	ときわ寮	(社福)共愛会	S54.7	30	30
千葉県	26	めいわ	(社福)愛光	S57.4	56	28
	27	みずほ学園	(社福)いちょうの里	H2.6	58	41
	28	袖ヶ浦ひかりの学園	(社福)嬉泉	S59.4	53	48
	29	大利根旭出福祉園	(社福)大泉旭出学園	S61.4	60	51
	30	いすみ学園	(社福)楨の里	S59.4	52	47
	31	東京都千葉福祉園	東京都	S18.2	320	320
神奈川県	32	くず葉学園	(社福)かしの木会	S59.5	60	30
山梨県	33	穴山の里	(社福)信和会	S61.5	50	45
	34	白州いずみの家	(社福)しあわせ会	S62.4	30	27
	35	そだち園	(社福)そだち会	S58.6	35	31
	36	富士聖ヨハネ学園	(社福)聖ヨハネ会	S47.8	122	110
	37	麦の家	(社福)友好福祉会	S61.11	50	45
長野県	38	たてしなホーム	(社福)しらかばの会	S60.4	40	36
	39	緑の牧場学園	(社福)からし種の会	S63.5	50	45
	40	しらかば園	(社福)清明会	H2.11	64	57
	41	佐久療護園	(社福)横浜社会福祉協会	H2.4	87	72
静岡県	42	さくら学園	(社福)武蔵野会	S45.1	152	152
	43	インマヌエル	(社福)婦人の園	S57.4	50	45
岐阜県	44	麻の葉学園	(社福)麻の葉会	H6.7	35	32

(注) 都外障害者支援施設とは、都の区域外にあって、都民を一定数以上受け入れることを前提に都の施設整備費補助の対象とした民間施設及び都立施設である。

都が所轄する社会福祉法人に対する行政処分、改善勧告、指導監査  
における文書指摘の件数の推移

(単位：件)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
行政処分	-	-	-	-	-	
改善勧告	-	-	-	-	-	
文書指摘	128	58	217	240	228	
内訳	定款に関する事	5	1	9	15	9
	内部管理体制に関する事	-	-	-	-	1
	評議員・評議員会に関する事	29	5	49	42	49
	理事に関する事	16	1	20	20	13
	監事に関する事	19	2	30	38	27
	理事会に関する事	25	5	35	45	33
	会計監査人に関する事	-	-	1	1	-
	評議員、理事、監事及び会計監査人の報酬に関する事	15	6	22	23	26
	事業一般に関する事	2	-	-	3	5
	社会福祉事業に関する事	1	3	2	1	-
	人事管理に関する事	-	-	-	-	1
	資産管理に関する事	-	-	2	4	1
	会計管理に関する事	7	30	34	34	42
その他	9	5	13	14	21	

(注) 文書指摘件数は、指導監査を実施した年度を基準として、文書指摘を行った延べ件数である。

## 特別養護老人ホームの入所申込者数及び 定員数の推移

(1) 区 部

(単位：人)

区 分	令和元年度	令和4年度	令和7年度
千代田区	131	62	53
中央区	257	273	297
港区	289	315	390
新宿区	574	564	445
文京区	331	256	314
台東区	279	414	251
墨田区	345	384	468
江東区	1,145	1,055	757
品川区	412	267	328
目黒区	730	627	453
大田区	1,128	1,019	919
世田谷区	1,730	1,164	961
渋谷区	236	252	211
中野区	827	708	518
杉並区	746	371	342
豊島区	562	370	421
北区	752	591	608
荒川区	477	337	298
板橋区	1,039	1,754	884
練馬区	2,449	1,255	1,246
足立区	1,729	1,576	1,153
葛飾区	801	953	933
江戸川区	895	617	609
区 計	17,864	15,184	12,859

## (2) 市 部

(単位：人)

区 分	令和元年度	令和4年度	令和7年度
八王子市	1,604	1,268	1,407
立川市	318	254	171
武蔵野市	340	314	417
三鷹市	332	352	245
青梅市	264	214	71
府中市	612	590	508
昭島市	388	266	191
調布市	463	250	225
町田市	840	807	670
小金井市	260	219	129
小平市	467	406	405
日野市	364	235	210
東村山市	762	616	524
国分寺市	202	123	122
国立市	56	63	74
福生市	65	28	39
狛江市	225	237	196
東大和市	133	110	131
清瀬市	183	152	162
東久留米市	553	259	224
武蔵村山市	144	190	38
多摩市	414	328	721
稲城市	144	109	107
羽村市	34	108	53
あきる野市	77	38	59
西東京市	1,862	813	443
市 計	11,106	8,349	7,542

## (3) 町村部

(単位：人)

区 分	令和元年度	令和4年度	令和7年度
瑞穂町	63	73	64
日の出町	10	10	174
檜原村	4	1	-
奥多摩町	6	10	8
大島町	14	3	2
利島村	-	-	-
新島村	18	16	-
神津島村	11	2	-
三宅村	-	7	-
御蔵島村	-	-	-
八丈町	28	39	-
青ヶ島村	-	-	-
小笠原村	2	-	1
町 村 計	156	161	249

合計	29,126	23,694	20,650
----	--------	--------	--------

(注1) 上記数値は、厚生労働省による全国調査（特別養護老人ホームの入所申込者の状況に関する調査）による。

(注2) 各年度4月1日現在である。

定員数 (前年度末時点)	47,746	51,909	54,232
-----------------	--------	--------	--------

(注3) 上記数値は、東京都福祉局・保健医療局「福祉・衛生統計年報」による。

区市町村障害者就労支援事業の利用による就職者数の推移  
過去5年

(単位：人)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
就職者数	1,850	1,955	1,946	2,018	2,197

区部、多摩、島しょにおける「一人暮らしの者」  
の検案数の推移（過去10年間）

## (1) 区部

(単位：人)

区 分	検 案 数
平成27年	6,267
平成28年	6,109
平成29年	6,444
平成30年	7,144
令和元年	7,208
令和2年	7,684
令和3年	7,544
令和4年	8,762
令和5年	8,908
令和6年	9,074

(注1) 東京都監察医務院における検案の対象は、死体解剖保存法に基づく特別区の区域内における伝染病、中毒又は災害により死亡した疑いのある死体その他死因の明らかでない死体

(注2) 「一人暮らしの者」とは、検案時の生活実態において一人で日常生活を営んでいたと認められる者

(注3) 検案数は、各年1月から12月までの実績である。

(2) 多摩、島しょ

(単位：人)

区 分	検 案 数
平成27年	—
平成28年	—
平成29年	—
平成30年	—
令和元年	—
令和2年	—
令和3年	—
令和4年	—
令和5年	—
令和6年	3,701

(注1) 多摩、島しょの登録検案医による検案結果。検案の対象は、死体解剖保存法に基づく伝染病、中毒又は災害により死亡した疑いのある死体その他死因の明らかでない死体

(注2) 検案数は、各年1月から12月までの実績である。多摩、島しょにおける検案については、令和6年より通年で情報の収集を開始

## 普通公衆浴場数の推移

区分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
千代田区	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
中央区	12	11	10	10	10	10	10	10	10	11
港区	9	8	7	7	7	7	6	6	6	6
新宿区	33	33	32	32	32	30	28	28	28	27
文京区	18	17	14	14	13	13	12	12	11	9
台東区	44	42	40	39	37	35	34	32	31	30
墨田区	47	45	43	41	40	40	39	37	32	28
江東区	38	35	33	33	31	30	29	29	28	28
品川区	40	39	36	35	35	34	33	31	30	29
目黒区	24	24	20	20	20	20	19	18	18	16
大田区	79	76	71	64	61	55	52	51	49	46
世田谷区	52	49	46	43	40	40	39	37	34	32
渋谷区	21	19	17	17	16	15	15	15	14	14
中野区	37	34	33	31	31	29	28	26	24	22
杉並区	43	38	36	35	32	30	29	28	24	23
豊島区	43	41	38	36	35	33	32	30	30	28
北区	51	45	44	41	40	39	36	35	34	32
荒川区	46	42	42	40	39	37	32	31	31	29
板橋区	55	54	50	46	44	42	40	40	40	36
練馬区	40	39	37	36	35	35	33	32	29	27
足立区	64	59	59	55	52	50	46	47	46	42
葛飾区	62	58	56	54	53	47	45	45	44	40
江戸川区	65	62	59	55	54	53	52	49	48	43
八王子市	6	5	5	5	4	4	4	4	3	3
立川市	5	5	5	5	4	4	4	4	4	4
武蔵野市	9	9	8	8	7	7	6	6	6	5
三鷹市	7	6	5	5	5	5	5	5	5	4
青梅市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
府中市	11	11	10	9	8	7	5	5	5	5
昭島市	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
調布市	11	10	10	8	7	6	6	6	6	5

(注1) 各年度末現在である。

(注2) 福祉局・保健医療局「福祉・衛生統計年報」による。

(単位：件)

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
千代田区	5	5	5	5	5	5	4	4	4	4
中央区	10	9	9	9	9	8	8	8	8	8
港区	6	5	4	4	4	4	4	4	4	4
新宿区	27	25	23	22	21	20	19	19	17	16
文京区	7	7	7	7	6	5	5	5	5	5
台東区	30	30	29	27	26	25	24	23	21	20
墨田区	22	21	19	19	19	18	18	18	17	16
江東区	25	24	24	23	22	21	20	19	19	19
品川区	28	27	24	24	23	22	22	22	22	21
目黒区	15	15	12	11	11	11	9	9	9	9
大田区	43	42	39	39	38	35	35	34	34	34
世田谷区	31	30	28	27	25	25	25	24	21	20
渋谷区	12	11	11	11	11	11	11	11	11	11
中野区	21	21	20	20	20	20	20	19	18	18
杉並区	23	23	22	21	20	19	19	18	17	17
豊島区	25	25	24	22	20	19	19	17	16	16
北区	31	30	30	28	28	26	24	23	23	22
荒川区	28	25	24	24	24	22	21	20	19	18
板橋区	34	34	32	31	30	29	28	28	26	25
練馬区	26	24	22	22	22	22	20	20	19	17
足立区	40	36	34	32	31	30	27	26	23	23
葛飾区	35	30	28	27	26	25	24	24	23	22
江戸川区	40	39	36	33	32	32	32	30	29	29
八王子市	3	3	3	3	3	3	2	2	2	2
立川市	4	4	4	4	4	4	4	4	3	3
武蔵野市	4	4	4	3	3	3	3	2	1	1
三鷹市	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
青梅市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
府中市	5	5	5	5	5	5	5	5	4	4
昭島市	3	3	3	3	3	3	3	3	3	2
調布市	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5

区 分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
町田市	4	4	4	3	3	3	3	3	2	2
小金井市	3	2	1	1	1	1	1	1	1	1
小平市	3	3	3	3	2	2	2	2	2	2
日野市	1	1	1	1	1	-	-	-	-	-
東村山市	3	3	3	3	3	2	2	2	2	2
国分寺市	3	3	3	3	3	3	3	2	2	2
国立市	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1
福生市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
狛江市	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
東大和市	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
清瀬市	5	5	5	5	5	4	4	4	3	3
東久留米市	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
武蔵村山市	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
多摩市	1	1	1	1	1	1	1	1	1	-
稲城市	2	2	2	2	2	2	2	2	1	1
羽村市	1	1	1	1	1	1	-	-	-	-
あきる野市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
西東京市	5	5	5	5	5	5	5	5	4	4
瑞穂町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
日の出町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
檜原村	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
奥多摩町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
大島町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
利島村	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
新島村	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
神津島村	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
三宅村	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
御蔵島村	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
八丈町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
青ヶ島村	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
小笠原村	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

区 計	928	875	828	789	762	729	694	674	646	603
市 計	94	90	86	82	76	71	67	66	61	56
町村計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	1,022	965	914	871	838	800	761	740	707	659

(注1) 各年度末現在である。

(注2) 福祉局・保健医療局「福祉・衛生統計年報」による。

(単位：件)

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
町田市	2	2	2	2	2	2	2	2	1	1
小金井市	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
小平市	2	2	2	2	2	2	2	1	1	-
日野市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
東村山市	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1
国分寺市	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1
国立市	1	1	1	1	-	1	1	1	1	1
福生市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
狛江市	4	4	4	4	3	3	3	3	3	3
東大和市	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
清瀬市	3	3	3	3	1	-	-	-	-	-
東久留米市	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
武蔵村山市	-	1	1	1	1	1	1	1	1	1
多摩市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
稲城市	1	1	1	1	1	-	-	-	-	-
羽村市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
あきる野市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
西東京市	4	4	4	4	4	4	3	3	3	2
瑞穂町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
日の出町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
檜原村	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
奥多摩町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
大島町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
利島村	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
新島村	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
神津島村	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
三宅村	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
御蔵島村	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
八丈町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
青ヶ島村	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
小笠原村	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

区 計	564	538	506	488	473	454	438	425	405	394
市 計	54	55	55	54	49	47	45	43	39	36
町村計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	618	593	561	542	522	501	483	468	444	430

政令指定都市及び特別区における国民健康保険料（税）  
の均等割額

(単位：円)

区 分	条例等に定める均等割額（軽減前）			
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	
札幌市	23,810	25,550	25,980	
仙台市	34,070	36,710	37,240	
さいたま市	43,600	47,200	51,800	
千葉市	29,040	29,040	30,480	
横浜市	48,220	52,510	53,170	
川崎市	52,018	57,987	55,913	
相模原市	35,500	38,000	38,000	
新潟市	24,900	24,900	24,900	
静岡市	34,700	35,400	35,400	
浜松市	36,000	36,000	36,000	
名古屋市	60,508	65,123	65,443	
京都市	34,990	34,990	39,830	
大阪市	41,457	46,207	45,458	
堺市	39,611	46,207	45,458	
神戸市	46,000	47,210	47,630	
岡山市	36,480	38,640	38,640	
広島市	35,270	38,561	40,463	
北九州市	31,270	32,870	33,140	
福岡市	30,162	30,412	30,314	
熊本市	44,700	46,400	46,400	
特別区	千代田区	51,400	60,400	64,100
	中野区	56,700	62,100	61,800
	江戸川区	63,300	69,000	67,800
	上記3区以外の特別区	60,100	65,600	64,100

(注1) 特別区は統一保険料方式をとっており、平成29年度までは区長会で合意した基準保険料率を全区が採用してきたが、平成30年度から、区長会で合意した基準保険料率を参考とした各区の独自保険料率設定も可としている。また、千代田区は令和7年度から統一保険料方式をとっている。

(注2) 介護納付金分を除く。後期高齢者支援金分を含む。

(注3) 保健医療局調べによる。

政令指定都市における一人当たりの国民健康保険料（税）  
及び限度額

（単位：円）

区 分	上段：一人当たり保険料（税）現年分調定額 下段：限度額		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
札幌市	83,970	85,858	92,138
	990,000	1,020,000	1,040,000
仙台市	89,211	91,318	101,093
	990,000	1,020,000	1,040,000
さいたま市	105,152	109,920	112,115
	990,000	1,020,000	1,040,000
千葉市	103,528	107,915	109,461
	990,000	1,020,000	1,040,000
横浜市	110,979	115,778	120,101
	990,000	1,020,000	1,040,000
川崎市	116,691	121,769	127,039
	990,000	1,020,000	1,040,000
相模原市	97,764	104,858	104,235
	990,000	1,020,000	1,040,000
新潟市	90,773	89,873	92,548
	990,000	1,020,000	1,040,000
静岡市	101,924	100,451	103,415
	990,000	1,020,000	1,040,000
浜松市	113,905	108,769	110,071
	990,000	1,020,000	1,040,000
名古屋市	98,702	104,551	111,553
	990,000	1,020,000	1,040,000
京都市	78,876	84,274	83,488
	990,000	1,020,000	1,040,000
大阪市	86,609	97,000	100,338
	990,000	990,000	1,020,000
堺市	87,329	93,987	97,956
	990,000	990,000	1,020,000
神戸市	94,737	99,679	94,962
	990,000	1,020,000	1,040,000
岡山市	97,340	96,567	96,545
	990,000	1,020,000	1,040,000
広島市	99,118	94,795	100,835
	990,000	1,020,000	1,040,000
北九州市	81,968	82,050	87,261
	990,000	1,020,000	1,040,000
福岡市	91,518	92,726	91,146
	990,000	1,020,000	1,040,000
熊本市	99,915	100,947	101,399
	990,000	1,020,000	1,040,000

(注1) 国民健康保険中央会・都道府県国民健康保険団体連合会

「国民健康保険の実態」令和4年度版（令和3年度分）～令和6年度版（令和5年度分）による。

(注2) 現年分調定額は、表示単位未満を四捨五入している。

東京都大気汚染医療費助成制度に  
おける認定患者数の推移

(単位：人)

区 分	認定患者数	内訳
平成27年度	97,874	18歳以上：86,934 18歳未満：10,940
平成28年度	88,290	18歳以上：80,172 18歳未満：8,118
平成29年度	80,412	18歳以上：74,171 18歳未満：6,241
平成30年度	70,806	18歳以上：66,008 18歳未満：4,798
令和元年度	59,905	18歳以上：56,256 18歳未満：3,649
令和2年度	55,109	18歳以上：52,263 18歳未満：2,846
令和3年度	51,334	18歳以上：49,045 18歳未満：2,289
令和4年度	47,442	18歳以上：45,732 18歳未満：1,710
令和5年度	43,476	18歳以上：42,399 18歳未満：1,077
令和6年度	40,357	18歳以上：39,786 18歳未満：571

(注) 各年度末日現在の、大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成に関する条例に基づく認定患者数である。

## 区部、多摩、島しょにおける検案数のうち 栄養失調による死亡者数の推移（過去10年間）

### （1）区部

（単位：人）

区 分	39歳以下	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70～79歳	80歳以上	計
平成27年	2	3	4	12	9	10	40
平成28年	1	1	9	21	17	9	58
平成29年	3	4	7	15	18	10	57
平成30年	-	-	6	12	24	15	57
令和元年	-	-	3	17	19	14	53
令和2年	1	1	4	6	16	5	33
令和3年	-	2	2	10	12	6	32
令和4年	-	2	4	4	10	1	21
令和5年	-	1	4	7	14	7	33
令和6年	-	1	8	4	13	10	36

（注1）東京都監察医務院における検案結果。検案の対象は、死体解剖保存法に基づく伝染病、中毒又は災害により死亡した疑いのある死体その他死因の明らかでない死体

（注2）病気（拒食症を含む。）に起因し、食物摂取が乏しくなり、栄養失調のために死亡した例は除く。

（注3）検案数は、各年1月から12月までの実績である。

(2) 多摩、島しょ

(単位：人)

区 分	39歳以下	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70～79歳	80歳以上	計
平成27年	2	1	4	4	3	7	21
平成28年	1	1	6	10	12	13	43
平成29年	1	4	6	10	9	5	35
平成30年	3	2	6	7	8	5	31
令和元年	4	3	7	6	7	10	37
令和2年	-	3	4	12	12	8	39
令和3年	1	3	7	10	12	12	45
令和4年	-	1	8	8	21	12	50
令和5年	3	5	7	18	13	21	67
令和6年	2	1	5	8	28	9	53

(注1) 多摩、島しょの登録検案医による検案結果。検案の対象は、死体解剖保存法に基づく伝染病、中毒又は災害により死亡した疑いのある死体その他死因の明らかでない死体

(注2) 病気（拒食症を含む。）に起因し、食物摂取が乏しくなり、栄養失調のために死亡した例を含む。

(注3) 検案数は、各年1月から12月までの実績である。

## 都保健所の職種別定数・現員の推移 (保健所別) (令和5年度～令和7年度)

### 1 西多摩保健所

(単位：人)

区 分	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
	定数	現員	定数	現員	定数	現員
事務	18	18.8	24	25.8	24	27.6
獣医	1	1	1	1	1	1
理工技術	—	—	—	1	—	1
衛生監視	17	19	17	17	17	16
環境検査	—	1	—	—	—	—
医師	3	2	3	2	3	2
歯科医師	1	1	1	1	1	1
薬剤	4	5	4	5	4	5
放射線	1	1	1	1	1	1
歯科衛生	1	2	1	1	1	1
臨床検査	—	—	—	—	—	—
栄養士	3	3	3	3	3	3
保健師	25	27	25	27	25	28
合計	74	80.8	80	84.8	80	86.6

(注1) 定数・現員は、各年度4月1日現在である。

(注2) 定数は、常勤職員数、育児短時間勤務職員の勤務時間総数に相当する常勤職員の数及び再任用短時間勤務職員の勤務時間総数に相当する常勤職員の数の合計とする。

(注3) 現員は、育児短時間勤務職員を0.5人、その他短時間勤務職員を0.8人分として換算している。ただし、休職者を除く。

## 2 南多摩保健所

(単位：人)

区 分	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
	定数	現員	定数	現員	定数	現員
事務	19	18	20	19	20	19
獣医	1	1	1	1	1	2
理工技術	—	—	—	—	—	—
衛生監視	11	12	11	11	11	10
環境検査	—	—	—	—	—	1
医師	3	2	3	2	3	3
歯科医師	1	1	1	—	1	1
薬剤	3	4	3	4	3	3
放射線	1	1	1	1	1	1
歯科衛生	1	1	1	1	1	1
臨床検査	—	—	—	—	—	—
栄養士	3	3	3	4	3	4
保健師	21	23	22	22	22	23
合計	64	66	66	65	66	68

3 多摩立川保健所

(単位：人)

区 分	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
	定数	現員	定数	現員	定数	現員
事務	21	22	25	26	25	26.8
獣医	1	3	1	1.8	1	2
理工技術	—	—	—	—	—	—
衛生監視	22	23	22	22	22	23
環境検査	—	—	—	1	—	—
医師	3	4	3	2	3	3
歯科医師	1	1	1	1	1	1
薬剤	6	6	6	7	6	6
放射線	1	1	1	1	1	1
歯科衛生	1	1	1	1	1	1
臨床検査	—	—	—	—	—	—
栄養士	3	3	3	3	3	4
保健師	30	30	31	32	31	33
合計	89	94	94	97.8	94	100.8

## 4 多摩府中保健所

(単位：人)

区 分	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
	定数	現員	定数	現員	定数	現員
事務	22	27	26	33	26	30.6
獣医	1	2	1	4	1	3
理工技術	—	1	—	—	—	—
衛生監視	34	29	34	29	34	32
環境検査	—	—	—	—	—	1
医師	3	2	3	3	3	3
歯科医師	1	—	1	—	1	1
薬剤	8	8	8	10	8	8
放射線	1	0.8	1	1	1	1
歯科衛生	1	1	1	1	1	1
臨床検査	—	—	—	—	—	—
栄養士	4	4	4	5	4	6
保健師	42	42.8	45	47	45	47
合計	117	117.6	124	133	124	133.6

## 5 多摩小平保健所

(単位：人)

区 分	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
	定数	現員	定数	現員	定数	現員
事務	21	22	24	26	24	25
獣医	1	3	1	2	1	1
理工技術	—	—	—	—	—	—
衛生監視	21	17.5	21	19.5	21	24
環境検査	—	—	—	—	—	—
医師	3	2	3	2	3	3
歯科医師	1	1	1	1	1	1
薬剤	5	5	5	5	5	5
放射線	1	1	1	1	1	1
歯科衛生	1	1	1	1	1	1
臨床検査	—	—	—	—	—	—
栄養士	3	4	3	5	3	4
保健師	30	31	31	31	31	31
合計	87	87.5	91	93.5	91	96

## 6 島しょ保健所

(単位：人)

区 分	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
	定数	現員	定数	現員	定数	現員
事務	13	14	14	14	14	14
獣医	6	6	6	6	6	6
理工技術	—	—	—	—	—	—
衛生監視	7	7	7	7	7	7
環境検査	—	—	—	—	—	—
医師	5	5	5	5	5	5
歯科医師	—	1	—	1	—	1
薬剤	—	—	—	—	—	—
放射線	4	4	4	4	4	4
歯科衛生	—	—	—	—	—	—
臨床検査	4	4	4	4	4	4
栄養士	6	6	6	6	6	6
保健師	10	10	10	10	10	10
合計	55	57	56	57	56	57

## 都立・公社病院及び都立病院機構の病院における職種別の採用者数、退職者数の推移（5年分）

## (1) 採用者数

(単位：人)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
医 師	272	278	307	331	323
医 療 技 術 員	69	93	99	147	203
看 護 要 員	549	521	625	653	644
そ の 他	37	47	34	62	102
合 計	927	939	1,065	1,193	1,272

(注) 令和4年7月1日以降は、都立病院機構に勤務する常勤職員(1週間当たりの勤務時間が28時間以上である職員をいう。)であって、理事長が任命した職員(再任用職員を除く。)の採用者数である。

## (2) 退職者数

(単位：人)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
医 師	260	289	339	324	318
医 療 技 術 員	58	66	72	62	93
看 護 要 員	563	635	785	493	599
そ の 他	14	24	33	25	41
合 計	895	1,014	1,229	904	1,051

(注1) 退職者数には、定年及び任期満了による退職を含む。

(注2) 東京都から保健医療公社及び都立病院機構への派遣解消に伴う退職を除いた数である。

(注3) 令和4年7月1日以降は、都立病院機構に勤務する常勤職員(1週間当たりの勤務時間が28時間以上である職員をいう。)であって、理事長が任命した職員(再任用職員を除く。)並びに公益的法人等派遣法及び公益的法人派遣条例に基づき法人に派遣されている東京都職員を対象としている。

都内自治体の旅館業法の規定による条例の制定  
状況及び規制内容

	条例	規制内容	
		構造設備 基準	宿泊者の 衛生に必要な 措置等の基準
千代田区	○	○	○
中央区	○	○	○
港区	○	○	○
新宿区	○	○	○
文京区	○	○	○
台東区	○	○	○
墨田区	○	○	○
江東区	○	○	○
品川区	○	○	○
目黒区	○	○	○
大田区	○	○	○
世田谷区	○	○	○
渋谷区	○	○	○
中野区	○	○	○
杉並区	○	○	○
豊島区	○	○	○

(注) 記載内容は、令和8年2月末時点のもの

	条例	規制内容	
		構造設備 基準	宿泊者の 衛生に必要な 措置等の基準
北区	○	○	○
荒川区	○	○	○
板橋区	○	○	○
練馬区	○	○	○
足立区	○	○	○
葛飾区	○	○	○
江戸川区	○	○	○
八王子市	○	○	○
町田市	○	○	○
東京都 (注1)	○	○	○

(注1) 東京都は特別区・八王子市・町田市を除く区域を所管

(注2) 記載内容は、令和8年2月末時点のもの

## 旅館業許可施設数の推移

(単位：件)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
千代田区	129	145	152	152	152	150	157
中央区	179	205	212	210	205	216	226
港区	219	282	300	310	309	349	448
新宿区	310	395	420	420	438	483	566
文京区	46	53	50	49	46	47	50
台東区	598	720	750	756	766	803	883
墨田区	148	263	315	315	342	463	753
江東区	88	128	128	122	126	162	239
品川区	109	135	140	137	136	156	190
目黒区	34	44	40	34	36	52	66
大田区	110	112	117	113	111	114	129
世田谷区	51	79	91	85	100	137	220
渋谷区	150	227	252	271	275	361	480
中野区	47	87	103	104	107	127	191
杉並区	39	54	57	56	62	72	108
豊島区	230	327	352	348	351	416	563
北区	47	77	80	75	75	100	150
荒川区	81	104	109	97	97	92	93
板橋区	32	49	45	43	44	52	84
練馬区	9	11	11	11	12	13	15
足立区	44	62	65	61	59	61	89
葛飾区	47	102	115	116	133	185	335
江戸川区	50	56	65	65	63	70	86
八王子市	64	64	66	65	61	58	55
立川市	38	37	38	38	37	35	35
武蔵野市	14	15	14	13	13	14	14
三鷹市	2	3	4	4	4	7	8
青梅市	44	43	42	42	40	40	43
府中市	23	26	26	26	27	25	22
昭島市	13	12	12	12	15	19	19
調布市	6	7	7	7	6	6	6

(注1) 各年度末現在である。

(注2) 福祉局・保健医療局「福祉・衛生統計年報」による。

(単位：件)

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
町田市	31	33	33	33	32	33	34
小金井市	2	3	3	3	3	3	3
小平市	5	4	4	3	2	2	2
日野市	3	2	2	2	2	2	2
東村山市	17	16	13	10	9	8	8
国分寺市	10	10	10	10	10	10	11
国立市	6	6	6	6	6	6	7
福生市	3	5	5	6	6	6	6
狛江市	2	3	3	2	3	3	3
東大和市	4	4	5	3	3	3	3
清瀬市	-	-	-	-	-	-	-
東久留米市	2	2	2	2	2	2	2
武蔵村山市	3	3	3	2	-	-	-
多摩市	7	8	9	8	6	4	5
稲城市	3	3	3	3	3	3	3
羽村市	4	4	4	4	3	3	3
あきる野市	28	28	27	27	25	25	25
西東京市	4	4	4	3	3	3	3

区 計	2,797	3,717	3,969	3,950	4,045	4,681	6,121
市 計	338	345	345	334	321	320	322
合 計	3,135	4,062	4,314	4,284	4,366	5,001	6,443

## 保健医療局

都内における動物の引取り及び収容数の推移  
(令和2年度～令和6年度)

(単位：頭)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
千代田区	—	—	—	—	1
中央区	1	—	5	—	52
港区	7	7	1	3	3
新宿区	12	11	10	11	17
文京区	1	2	1	4	4
台東区	2	7	2	4	2
墨田区	3	6	7	3	12
江東区	18	9	14	10	6
品川区	29	10	16	25	10
目黒区	8	6	11	7	9
大田区	24	31	18	26	24
世田谷区	46	45	24	30	25
渋谷区	4	5	6	5	4
中野区	8	7	7	14	2
杉並区	10	7	11	15	14
豊島区	12	9	10	7	9
北区	18	6	22	13	9
荒川区	14	—	5	4	1
板橋区	14	11	18	14	44
練馬区	34	21	21	18	7
足立区	46	50	38	51	45
葛飾区	21	20	19	11	16
江戸川区	29	28	32	19	16
八王子市	70	142	134	85	85
立川市	11	15	7	4	9
武蔵野市	1	3	1	3	1
三鷹市	13	9	4	3	4
青梅市	4	11	10	5	5
府中市	3	8	7	5	22
昭島市	4	3	3	—	3
調布市	7	12	6	3	4

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
町田市	30	28	59	28	23
小金井市	3	1	1	3	—
小平市	7	1	24	12	4
日野市	10	7	7	19	7
東村山市	9	2	3	5	4
国分寺市	5	1	3	2	3
国立市	—	2	1	—	—
福生市	3	2	5	2	1
狛江市	1	2	2	2	1
東大和市	5	4	1	3	1
清瀬市	2	4	9	14	2
東久留米市	10	4	1	1	2
武蔵村山市	3	4	6	1	3
多摩市	4	3	3	2	3
稲城市	2	3	—	2	2
羽村市	5	1	2	2	1
あきる野市	16	6	2	—	2
西東京市	30	1	1	2	1
瑞穂町	1	5	1	2	1
日の出町	3	1	1	1	—
檜原村	—	—	1	—	—
奥多摩町	2	1	1	—	—
大島町	7	4	3	—	—
利島村	—	—	—	—	—
新島村	4	2	1	2	2
神津島村	1	—	—	—	—
三宅村	—	1	—	—	—
御蔵島村	—	—	—	—	—
八丈町	3	—	1	—	—
青ヶ島村	—	—	—	—	—
小笠原村	—	—	—	—	—

合計	640	591	609	507	528
----	-----	-----	-----	-----	-----

(注1) 飼い主又は拾得者からの犬猫等の引取り、犬の捕獲・収容、負傷動物の収容を行った数である。

(注2) 区市町村は、引取り若しくは収容等を行った場所、又は飼い主の居住地により区分している。

都内における動物の致死処分数の推移  
(令和2年度～令和6年度)

(単位：頭)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①動物福祉等の観点から行ったもの	89	102	104	99	60
②引取り・収容後死亡したものの	162	119	96	106	91
①②以外の致死処分	—	—	—	—	—
合計	251	221	200	205	151

(注) 動物福祉等の観点から行ったものとは、苦痛からの解放、著しい攻撃性、衰弱や感染症によって成育が極めて困難なものである。

第一種動物取扱業者に対する勧告及び命令の実施実績  
(令和2年度～令和6年度)

(単位：件)

区分	対象業者数	登録種別	勧告・命令	事由
令和2年度	—	/	/	/
令和3年度	—	/	/	/
令和4年度	1	販売、保管、貸出し、訓練、展示、譲受飼養	勧告	・動物愛護管理法第21条第1項に規定される基準遵守義務に違反しているため ・動物が虐待を受けるおそれのある事態が生じているため
令和5年度	—	/	/	/
令和6年度	—	/	/	/

(注) 登録種別は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第10条に定める第一種動物取扱業の種別である。

## 患者の声相談窓口への相談件数及び内訳の推移（過去5年）

(単位:件)

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
内 訳	医療行為、医療内容	1,300	1,589	1,218	1,071	780
	医療過誤又は医療事故に関すること	296	304	283	273	269
	違法行為	45	55	45	39	28
	その他	959	1,230	890	759	483
	コミュニケーションに関すること	1,622	1,797	1,833	1,918	1,705
	医療従事者の接遇	852	914	892	979	802
	暴力・暴言	108	115	89	151	95
	説明不足等	544	610	692	662	650
	その他	118	158	160	126	158
	医療機関の施設(清潔、安全管理等)	205	204	128	100	71
	セカンドオピニオン	23	29	29	22	22
	カルテ開示	84	99	72	68	69
	個人情報に関すること(カルテ開示を除く)	155	319	385	235	191
	医療機関の紹介、案内	157	189	219	172	141
	医療費	734	829	862	667	548
	保険診療	331	437	482	344	261
	自由診療	133	132	134	95	81
	混合診療	24	21	19	21	10
	差額ベット代	246	239	227	207	196
	健康や病気に関する相談	1,374	1,620	1,454	1,095	729
薬(品)に関すること	259	252	221	185	114	
入院・転院・退院に関すること	668	734	656	753	720	
診療拒否	171	131	142	148	131	
看護行為	105	121	126	136	70	
意味不明	153	183	137	156	206	
その他	2,679	1,448	956	1,166	896	
合計	9,689	9,544	8,438	7,892	6,393	

(注) 「患者の声相談窓口 実績報告」のうち、都本庁の実績である。

## 松沢病院における死亡退院患者数の推移（疾病分類別、年齢別）

## (1) 疾病分類別

(単位：人)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
呼 吸 器	18	15	18	22	15
悪 性 新 生 物	9	6	6	16	17
循 環 器	3	7	8	11	5
消 化 器	5	8	3	4	1
尿 路 性 器 系	—	0	4	—	2
皮 膚 ・ 皮 下 組 織	—	—	—	—	—
神 経 系	1	1	—	1	2
筋 骨 格 筋 系	1	—	—	—	—
感 染 症	4	2	4	—	1
老 衰	3	2	3	3	4
その他の症状・徴候・所見	4	1	2	1	3
内 分 泌	—	—	1	2	1
血 液 疾 患	1	—	—	—	—
損傷・中毒その他外因	—	—	1	—	1
そ の 他	6	11	9	8	5
合 計	55	53	59	68	57

## (2) 年齢別

(単位：人)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
10 歳 ～ 19 歳	—	—	—	—	—
20 歳 ～ 29 歳	—	1	—	—	—
30 歳 ～ 39 歳	—	2	—	2	—
40 歳 ～ 49 歳	3	2	—	1	—
50 歳 ～ 59 歳	5	6	2	7	7
60 歳 ～ 69 歳	7	4	10	3	5
70 歳 ～ 79 歳	12	18	22	20	14
80 歳 ～ 89 歳	18	17	18	30	17
90 歳 ～ 99 歳	9	3	7	5	13
100 歳 以 上	1	—	—	—	1
合 計	55	53	59	68	57

## 松沢病院における行動制限実施患者数及び保護室数の推移

## (1) 行動制限実施患者数

(単位：人)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
身体的拘束	969	1,040	764	731	707
隔離	2,752	2,332	2,235	2,221	2,303

## (2) 保護室数

(単位：室)

本館診療棟(新棟)開設以前 (～平成24年5月)	本館診療棟(新棟)開設後 (平成24年5月～)	社会復帰病棟改修後 (平成25年5月～)
51	121	94

都立・公社病院及び都立病院機構の病院における  
電気けいれん療法の実施件数の推移

(単位：件)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実 施 件 数	1,882	1,817	1,766	2,170	1,827

「東京都こころといのちのサポートネット  
子供サポートチーム」の稼働の状況及び支援件数

(単位：件)

区 分		令和6年度
支援件数		407
内 訳	新規	41
	継続	366

(注1) 子供サポートチームは令和6年度に設置

(注2) 支援件数は、東京都こころといのちのサポートネット 子供サポートチームにおいて、救急医療機関や区市町村、学校等から、20歳未満の若者の自殺未遂者等への対応に関する相談を受け、助言や地域の支援機関への仲介、未遂者本人への直接支援等を行った件数である。

(注3) 同一ケースについて複数回支援を行った場合、日ごとに1件として計上しており、そのうち1回目の対応を新規、2回目以降の対応を継続としている。

東京都監察医務院における妊産婦の自殺検  
案数の推移

(単位：人)

区分	検案数
平成30年	4
令和元年	5
令和2年	5
令和3年	2
令和4年	3

(注1) 保健医療局調べによる。

(注2) 妊産婦とは、妊娠中又は出産後1年以内の女子をいう。

(注3) 検案数は、各年1月から12月までの実績である。

産業労働局  
環境局EV、PHEV、燃料電池車別のZEV導入に関わる補助制度と実績  
額の推移（過去5年分）

（単位：百万円）

対 象	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
電気自動車 対象者：都内の事業者、個人 補助額：45万円（上乗せ補助最大で95万円）	387	910	2,441	5,045	4,105
プラグインハイブリッド自動車 対象者：都内の事業者、個人 補助額：45万円（上乗せ補助最大で80万円）	322	687	1,689	2,820	2,831
燃料電池自動車 対象者：都内の事業者、個人、区市町村 補助額：110万円（上乗せ補助最大で155万円）	81	384	183	121	133

（注1）金額は各年度における執行済額を計上している。

（注2）各補助制度は、令和6年度時点の支援内容を記載している。

## 水素の利活用に係る事業ごとの決算額・執行率(過去5年分)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ZEV等普及促進事業 ※	7,139,599 (98.0%)	7,125,269 (99.7%)	21,809,002 (99.6%)	31,845,553 (99.5%)	14,670,548 (97.3%)
レンタカー・カーシェアリングにおけるZEV導入促進事業 ※	161,699 (87.3%)	- -	- -	- -	- -
水素ステーション設備等導入促進事業	27,115 (87.5%)	2,135,978 (99.8%)	17,710,820 (100.0%)	3,953,422 (99.1%)	1,846,093 (75.8%)
水素ステーションとカーシェア等のパッケージ支援事業	- -	- -	- -	- -	871,536 (99.2%)
空白地解消に向けた水素ステーション整備事業	- -	- -	86,597 (94.5%)	67,046 (86.5%)	42,637 (51.3%)
ガソリンスタンド等における水素ステーション導入支援事業	7,279 (81.4%)	7,425 (83.1%)	6,570 (82.8%)	11,344 (77.3%)	5,969 (43.8%)
再生可能エネルギー由来水素利活用促進事業	3,259 (11.9%)	479,452 (96.8%)	196,900 (98.1%)	490,782 (96.5%)	219,204 (93.4%)
水素を活用したスマートエネルギーエリア形成推進事業	44,308 (98.4%)	450,275 (100.0%)	383,589 (99.4%)	903 (14.4%)	4,588 (72.9%)
水素社会実現に向けた普及促進	5,111 (38.3%)	6,189 (16.0%)	7,306 (31.8%)	651,637 (98.9%)	604,911 (99.4%)
企業・団体との連携による水素エネルギー促進事業	201,434 (98.7%)	80,594 (58.1%)	13,399 (89.6%)	21,522 (80.7%)	147,107 (68.3%)
水素社会実現に向けたNEDOとの連携事業	- -	2,959 (42.3%)	1,634 (47.9%)	2,843 (30.9%)	7,468 (12.5%)
水素の社会実装化に向けた国際連携推進事業	- -	- -	- -	- -	76,292 (48.7%)
水素社会実現に向けた燃料電池ごみ収集車運用事業	54,353 (73.3%)	34,742 (60.8%)	38,684 (100.0%)	38,552 (99.6%)	- -
グリーン水素の製造とサプライチェーンの構築事業	- -	- -	31,112 (95.4%)	- -	- -
グリーン水素製造・利用の実機実装等支援事業	- -	- -	- -	1,224,909 (100.0%)	1,786,123 (100.0%)
グリーン水素の活用事業	- -	- -	66,916 (73.3%)	37,183 (40.8%)	134,745 (75.1%)
グリーン水素の製造・利活用事業	- -	- -	- -	52,262 (93.7%)	2,097,157 (70.2%)
中央防波堤埋立地におけるグリーン水素の製造・利活用事業	- -	- -	- -	17,627 (76.6%)	233,704 (86.1%)
グリーン水素の環境価値評価・活用促進事業	- -	- -	- -	21,392 (56.3%)	28,389 (35.8%)
グリーン水素取引所の立ち上げに向けた取組	- -	- -	- -	- -	113,777 (42.4%)
パイプラインを含めた水素供給体制構築事業	- -	- -	- -	133,776 (73.0%)	170,370 (93.0%)
都有施設へのパイプラインを含めた水素供給に係る取組	- -	- -	- -	- -	20,619 (12.8%)
東京における水素実装課題解決技術開発促進事業	- -	- -	- -	- -	33,490 (77.3%)
デマンドレスポンス活用を見据えた家庭用燃料電池普及促進事業	- -	- -	- -	46,539 (99.9%)	47,003 (100.0%)
特別研究	41,685 (98.5%)	23,500 (98.4%)	12,819 (52.6%)	24,356 (100.0%)	- -
東京都環境科学研究所水素エネルギー調査研究	- -	- -	- -	- -	24,660 (99.5%)

※ 水素の利活用に係る事業以外の経費を含む。

産業労働局

中小企業制度融資の目標と実績の推移(過去10年間)

(金額単位: 億円)

融資制度区分		融 資 実 績				
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
向小規 模企 業	小 口	8,340 件 325	8,965 件 360	10,891 件 445	15,878 件 794	17,376 件 909
	小 口 短 期					169 件 9
	小 規 模 企 業	5,846 件 617	4,951 件 534	3,510 件 375	3,603 件 398	2,695 件 327
一 般 事 業 資 金 融 資	事 業 一 般	14,264 件 2,939	13,220 件 2,700	10,382 件 1,918	10,776 件 2,149	7,945 件 1,682
	ク イ ッ ク	99 件 5	59 件 3	42 件 2		
	極 度 枠 設 定	78 件 28	45 件 16	55 件 18	43 件 13	38 件 12
	組 合 向 け	— 件 —				
創 業 融 資		939 件 65	1,272 件 93	1,708 件 123	2,058 件 167	2,402 件 187
	設備更新・企業立地促進	206 件 54	282 件 62	206 件 45	246 件 65	396 件 100
産 業 力 強 化 融 資	働 き 方 改 革					405 件 96
	チ ャ レ ン ジ	46 件 6	46 件 9	49 件 9	42 件 6	47 件 9
	政 策 特 別	300 件 29	306 件 48	372 件 73	554 件 130	526 件 130
	海 外 展 開 支 援		11 件 2	19 件 7	16 件 3	11 件 4
	経 営 支 援 融 資	2,082 件 411	1,769 件 345	1,282 件 237	1,003 件 188	1,058 件 242
企 業 再 生 支 援 融 資	企 業 再 生				— 件 —	— 件 —
	企 業 再 建 設 リ パ イ バ ル 支 援	— 件 —	— 件 —	— 件 —		
	特 別 借 換	10,947 件 3,379	10,648 件 3,322	9,666 件 2,870	11,343 件 3,381	9,202 件 2,730
	借 換	10 件 2	7 件 1	5 件 1		
災 害 復 旧 資 金 融 資		2 件 0	1 件 0	2 件 0	— 件 —	64 件 13
	感 染 症 対 応					6,916 件 2,002
感 染 症 対 応	感 染 症 借 換					106 件 34
	一 般 保 証 付 融 資	39,183 件 3,862	42,298 件 3,976	45,444 件 5,001	32,812 件 3,767	43,574 件 4,924
合 計	( ) 融 資 目 標 額	(17,500)	(17,500)	(17,500)	(15,000)	(16,200)
		82,342 件 11,723	83,880 件 11,471	83,633 件 11,123	78,374 件 11,061	92,930 件 13,409

【融資実績】 上段: 件数 下段: 金額

(注1) 令和2年度にメニュー再編成

(注2) 端数処理の関係で、合計欄の数字は各欄の合算と一致しないことがある。

(注3) 融資目標額は補正予算分を含む。

(金額単位：億円)

融資制度区分	年度	融資実績				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
DX・イノベ・産業育成支援融資		2 件	1 件	5 件	4 件	5 件
		1	0	2	1	2
女性活躍推進融資						64 件
						23
社会課題解決融資	働き方改革	59 件	463 件	832 件	1,419 件	3,028 件
		22	139	214	355	768
	ソーシャル・ビジネス ファーム支援	— 件	2 件	2 件	1 件	4 件
		—	1	0	0	0
HTT・ゼロエミッション支援・ BCP対策・サイバーセキュリティ対策支援	— 件	1 件	2 件	11 件	7 件	
	—	1	1	3	3	
金融機関提案融資		120 件	151 件	167 件	495 件	1,031 件
		15	28	30	90	192
小規模事業者融資 (小・クイックつなぎ(小口))		7,752 件	8,761 件	9,779 件	13,088 件	15,680 件
		466	456	491	679	839
一般事業融資	事業一般・小規模特別・経営者保証非提供促進型・プロパー借換	1,972 件	4,767 件	5,709 件	5,993 件	6,530 件
		550	1,231	1,349	1,370	1,477
	クイックつなぎ・極度・補助金助成金つなぎ・組合	25 件	98 件	167 件	124 件	91 件
		9	15	27	18	15
小規模特別	374 件	1,133 件				
創業融資 (創業・創業経保・スタートアップ)		1,811 件	2,310 件	2,392 件	3,031 件	3,139 件
		155	199	189	269	268
販路開拓融資 (海外展開・ビジネスチャンス・他)		9 件	25 件	12 件	33 件	43 件
		1	4	1	5	5
設備投資・企業立地促進		135 件	476 件	654 件	799 件	827 件
		34	126	145	164	172
経営強化融資		10 件	16 件	14 件	15 件	47 件
		3	6	4	4	12
チャレンジ融資		9 件	10 件	5 件	4 件	5 件
		2	1	1	1	1
事業承継融資		20 件	31 件	36 件	48 件	86 件
		6	15	17	22	36
経営安定融資		59 件	1,495 件	1,296 件	1,092 件	2,142 件
		14	247	229	271	710
借換融資		372 件	1,397 件	1,580 件	2,423 件	2,961 件
		127	419	436	662	889
再生支援融資		— 件	— 件	— 件	— 件	— 件
		—	—	—	—	—
災害復旧資金融資		28 件	— 件	— 件	— 件	— 件
		2	—	—	—	—
危機対応融資		13,310 件	1,345 件	— 件	2 件	— 件
		6,056	479	—	0	—
伴走支援融資	伴走全国		7,019 件	3,953 件	7,824 件	3,227 件
			1,424	896	2,131	925
	伴走対応		1,213 件	220 件	151 件	97 件
		383	69	69	42	
経営力強化保証対応型					203 件	
事業再構築・業態転換等支援融資		41 件	27 件	11 件	18 件	
エネルギー・ウクライナ情勢・円安等対応緊急融資		11	4	2	3	
感染症対応	感染症対応	77,226 件	4,637 件			
		25,037	1,352			
	感染症借換	12,931 件	594 件			
		3,032	151			
感染症全国	113,845 件	7,823 件				
	21,917	1,748				
一般保証付融資		64,775 件	41,684 件	36,596 件	32,794 件	29,139 件
		5,417	3,881	3,450	3,531	3,278
合 計	( ) 融資目標額	(55,000)	(22,100)	(20,580)	(20,000)	(20,000)
		294,844 件	85,493 件	80,432 件	78,682 件	74,291 件
	62,920	12,448	11,658	12,053	11,125	

【融資実績】 上段：件数 下段：金額

(注1) 令和2年度にメニュー再編成

(注2) 端数処理の関係で、合計欄の数字は各欄の合算と一致しないことがある。

(注3) 融資目標額は補正予算分を含む。

(注4) コロナ借換は、令和4年4月1日から令和5年3月31日まで取扱。

(注5) ウクライナ・円安等は、令和4年7月1日から令和5年3月31日まで取扱。

(注6) 経営者保証非提供促進型・プロパー借換は、令和6年3月15日から取扱。

(注7) 経営力強化保証対応型は令和6年7月1日から取扱。

## 都内製造業の推移（平成24年以降）

項目	地区	平成24年 (2012年)	平成28年 (2016年)	令和3年 (2021年)
事業所数 (所)	全都	50,051	43,569	38,766
	区部	42,370	36,560	32,281
	市部	6,981	6,334	5,839
	郡部	588	571	558
	島部	112	104	88
従業者数 (人)	全都	706,624	589,948	561,902
	区部	535,883	440,047	419,802
	市部	162,288	139,826	132,273
	郡部	7,881	9,577	9,440
	島部	572	498	387
売上 (収入)金額 (億円)	全都	125,420	153,029	148,801
	区部	73,424	97,248	99,438
	市部	50,146	51,833	42,286
	郡部	1,805	3,905	7,046
	島部	46	44	31
付加価値額 (億円)	全都	39,762	42,296	39,412
	区部	30,541	32,688	29,001
	市部	8,774	9,020	10,020
	郡部	433	568	379
	島部	14	20	11

(出典) 東京都「経済センサスー活動調査報告(産業横断的集計)」

(注1) 事業所数、従業者数については、平成24年調査は平成24年2月1日現在、平成28年以降調査は各年6月1日現在である。売上(収入)金額、付加価値額については、前年1年間の数値である。

(注2) 売上(収入)金額、付加価値額については、必要な事項の数値が得られた事業所を対象とした集計である。

(注3) 調査年次によって、消費税率は異なる。

(注4) 基準日、調査方法等に違いがあるため、比較には十分に注意が必要である。

(注5) 売上(収入)金額及び付加価値額は、端数処理の関係上、区市郡島別の合計数値が全都に一致しない場合がある。

(注6) 平成20年以前については、東京都総務局「東京の工業」を参照のこと。

## 都内小規模小売店の推移（平成19年以降）

区分	従業者規模	平成19年 (2007年)	平成24年 (2012年)	平成26年 (2014年)	平成28年 (2016年)	令和3年 (2021年)
事業所数 (所)	総数	101,148	96,049	68,501	93,830	84,902
	2人以下	41,095	57,216	26,253	52,564	45,045
	3～4人	23,589		15,059		
	5～9人	19,121	19,452	13,507	20,605	18,762
	10～19人	11,786	12,518	9,032	13,769	13,334
	20～29人	3,827	4,669	3,193	4,660	5,241
	30～49人	1,730	2,194	1,457	2,232	2,520
従業者数 (人)	総数	585,074	587,304	434,412	619,681	608,479
	2人以下	66,527	127,711	41,675	117,444	98,821
	3～4人	80,224		51,242		
	5～9人	123,395	118,621	88,075	131,615	120,168
	10～19人	161,627	161,363	124,097	184,584	177,739
	20～29人	89,362	102,472	75,063	106,063	120,543
	30～49人	63,939	77,137	54,260	79,975	91,208
年間販売額 (百万円)	総数	10,439,105	/	8,751,634	/	/
	2人以下	718,601		565,838		
	3～4人	1,257,206		838,472		
	5～9人	2,369,309		1,904,781		
	10～19人	2,982,518		2,600,399		
	20～29人	1,656,200		1,443,066		
	30～49人	1,455,271		1,399,078		

(出典) 東京都総務局「商業統計調査報告」＜平成19年、平成26年＞

総務省・経済産業省「経済センサスー活動調査」＜平成24年、平成28年、令和3年＞

(注1) 平成19年及び平成26年は、出典が異なるほか、「管理・補助的経済活動のみを行う事業所」が含まれないなど調査対象等も異なり、それ以外の年の数値とは接続しない。

(注2) 日本標準産業分類の第12回改定等に伴い、平成19年と平成26年の数値は接続しない。

(注3) 平成24、26、28年及び令和3年は、民営事業所のみ数値である。

(注4) 総数は、2人以下から49人までの数値を合計したものである。

## 都の商店街振興施策の利用状況(過去3年間)

(単位 予算額:千円、申請・利用状況:商店街等)

事業名	事業内容	令和5年度			令和6年度			令和7年度		
		予算額	申請状況	利用状況	予算額	申請状況	利用状況	予算額	申請状況	利用状況
商店街活性化支援事業	地区別に担当職員を配置し、商店街の実情をきめ細かく把握して、商店街からの相談・要望等に対応	9,156	-	-	9,156	-	-	9,003	-	-
商店街振興組合連合会指導事業	都内商店街の指導団体である東京都商店街振興組合連合会が実施する各種指導事業、情報提供事業等への助成	87,889	1団体	1団体	87,889	1団体	1団体	91,753	1団体	1団体
商店街実態調査	商店街の実態を把握し、基礎的数値として活用(3年毎に実施)							12,453	-	-
商店街チャレンジ戦略支援事業	イベント・活性化事業 区市町村が策定したプランに基づき商店街が実施するハード、ソフト、イベント事業に対し助成(商店街数)		1,470	1,337		1,425	1,317		1,567	1,567
	東京商店街グランプリ 商店街の取組の中から優れた事例を表彰し、広く紹介(平成17年度開始)		21事業	21事業		12事業	12事業		23事業	23事業
	広域支援型商店街事業 行政区域を越えた広域的な取組を展開する団体に支援(平成21年度開始)		12団体	11団体		11団体	11団体		10団体	10団体
	地域連携型商店街事業 地域団体と連携し、地域ニーズを踏まえて協働して行う取組を支援(平成29年度開始)		26事業	26事業		32事業	32事業		30事業	30事業
	政策課題対応型商店街事業 都が直面する行政課題の解決につながる商店街等の取組を支援(平成29年度開始)		114事業	114事業		148事業	145事業		131事業	130事業
	未来を創る商店街支援事業 新たな商店街づくりに取り組む商店街に対し、計画から実行まで3年間の伴走支援(令和4年度開始)	3,540,906	4事業	4事業	3,411,788	6事業	5事業	3,405,624	-	-
	地域の観光需要対応支援事業 商店街等が行う観光需要に対応する取組を支援(令和6年度開始)					5事業	3事業		5事業	5事業
	商店街防災力向上緊急支援事業 商店街が防災用の備品や消耗品などを購入する際の経費への助成(令和7年度開始)								370事業	344事業
	未来商店街活活力向上支援事業 商店街の地域ブランド構築に向けた課題抽出サポート及び、3年間の伴走支援(令和7年度開始)								3事業	3事業
	商店街戦略的リノベーション支援事業 統一的で魅力溢れるまちづくりに向け商店街の方針・計画策定から整備までを支援(令和7年度開始)								2事業	2事業
進め！若手商人育成事業	次代の商店街を担う若手商人を中心に据えた「人づくり」に関する多面的な取組	50,000	-	-	50,000	-	-	50,000	-	-
商店街ステップアップ応援事業	東京都商店街振興組合連合会及び区市町村が行う商店街への専門家派遣事業等への助成(平成29年度開始)	199,503	12団体	12団体	199,503	14団体	14団体	199,503	13団体	13団体
合計		3,887,454	1,660	1,526	3,758,336	1,654	1,540	3,768,336	2,155	2,128

(注1) 都の商店街振興施策の主な事業を記載

(注2) 各年度の申請状況は交付申請等の件数(令和7年度分は令和8年1月31日現在)

(注3) 令和5年度・令和6年度の利用状況は実績の件数

(注4) 令和7年度の利用状況は交付決定等の件数(令和8年1月31日現在)

(注5) 未来を創る商店街支援事業は、令和7年度については令和5年度・令和6年度採択事業の支援を実施

(注6) 商店街ステップアップ応援事業の団体数は延べ数

## 過去10年間の雇用情勢

## (1) 過去10年間の雇用情勢

区分		平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
① 新規求職者数 (人)		478,680	469,154	439,951	424,504	419,470
② 新規求人数 (人)		1,536,029	1,557,668	1,497,268	1,481,491	1,071,177
③ 有効求職者数 (人)		2,194,109	2,142,525	2,049,333	2,032,267	2,207,154
④ 有効求人数 (人)		4,401,348	4,466,192	4,361,254	4,265,669	3,201,455
⑤ 新規求人倍率 (倍)	東京都	3.21	3.32	3.40	3.49	2.55
	全国	2.04	2.24	2.39	2.42	1.95
⑥ 有効求人倍率 (倍)	東京都	2.01	2.08	2.13	2.10	1.45
	全国	1.36	1.50	1.61	1.60	1.18
⑦ 就職者数 (人)		133,334	126,201	118,924	108,017	70,863
⑧ 完全失業者数 (万人)	東京都	25	23	21	19	26
	南関東	64	59	51	49	63
	全国	209	190	168	163	193
⑨ 完全失業率 (%)	東京都	3.2	2.9	2.6	2.3	3.1
	南関東	3.2	2.9	2.5	2.3	3.0
	全国	3.1	2.8	2.4	2.4	2.8
⑩ 企業倒産件数 (件)	東京都	1,654	1,712	1,531	1,580	1,392
	全国	8,446	8,405	8,235	8,383	7,773

区分		令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
① 新規求職者数 (人)		436,374	427,821	410,016	408,388	415,365
② 新規求人数 (人)		1,042,766	1,282,117	1,455,820	1,484,820	1,462,976
③ 有効求職者数 (人)		2,511,316	2,472,473	2,366,661	2,456,414	2,482,520
④ 有効求人数 (人)		2,986,506	3,683,931	4,223,003	4,337,087	4,293,326
⑤ 新規求人倍率 (倍)	東京都	2.39	3.00	3.55	3.64	3.52
	全国	2.02	2.26	2.29	2.25	2.20
⑥ 有効求人倍率 (倍)	東京都	1.19	1.49	1.78	1.77	1.73
	全国	1.13	1.28	1.31	1.25	1.22
⑦ 就職者数 (人)		74,616	75,432	76,689	76,851	74,895
⑧ 完全失業者数 (万人)	東京都	26	23	21	22	20
	南関東	64	57	58	58	55
	全国	195	179	178	176	176
⑨ 完全失業率 (%)	東京都	3.0	2.6	2.5	2.6	2.2
	南関東	3.0	2.7	2.7	2.7	2.5
	全国	2.8	2.6	2.6	2.5	2.5
⑩ 企業倒産件数 (件)	東京都	1,126	1,151	1,597	1,782	1,777
	全国	6,030	6,428	8,690	10,006	10,300

(出典) 厚生労働省「職業安定業務統計」、東京都総務局「東京の労働力」、総務省「労働力調査(基本集計)」、(株)東京商エリサーチ調べ

(注1) ①②③④⑦欄は東京都の数値である。

(注2) 求人数、求職者数、就職者数及び求人倍率は、学卒を除き、パートタイムを含む。

(注3) 令和7年の東京都の完全失業者数及び完全失業率は、令和7年10～12月期平均の原数値である。

(注4) ⑩は、負債額1千万円以上のものである。

(注5) 南関東は東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県である。

(注6) 平成28年から令和3年までの全国及び南関東の完全失業者数は、算出の基礎となる人口を令和2年国勢調査基準に切り替えたことに伴う変動を考慮した時系列接続用数値。

(注7) 平成28年及び令和3年の東京の完全失業者数は、基準人口の切り替えに伴う変動を考慮し、総務省統計局が遡及集計した数値を用いている。

## (2)失業期間別の完全失業者数（全国、過去10年間）

（単位：万人）

区 分	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
3カ月未満	68	64	63	62	70
3～6カ月未満	27	27	26	24	35
6カ月～1年未満	27	25	24	24	29
1～2年未満	29	25	22	19	21
2年以上	48	42	31	32	32
総数	208	190	169	165	192

区 分	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
3カ月未満	66	62	67	70	70
3～6カ月未満	29	26	30	26	27
6カ月～1年未満	30	25	20	25	23
1～2年未満	31	27	22	22	23
2年以上	36	37	35	30	30
総数	195	179	176	177	176

（出典）総務省「労働力調査（詳細集計）」

（注1）端数処理、失業期間の記入もれ等の理由により、「総数」の欄と、内訳の計が一致しない場合がある。

（注2）平成28年から令和3年までの数値は、算出の基礎となる人口を令和2年国勢調査基準に切り替えたことに伴う変動を考慮した時系列接続用数値。

## 都内の失業率、平均賃金（男女別 年代別 過去10年間）

## (1) 都内の完全失業率

(単位:%)

		平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)
男性	15～24歳	5.4	5.0	4.3	3.3	3.3	5.8	5.6	5.2	3.2	3.4
	25～34歳	5.1	4.0	3.1	3.7	3.2	4.0	4.7	3.4	3.3	2.7
	35～44歳	3.1	2.6	3.2	2.7	2.1	3.0	2.8	2.4	2.3	2.7
	45～54歳	3.4	2.9	2.5	2.1	1.9	2.2	3.0	2.2	2.1	2.4
	55～64歳	3.9	3.1	2.9	2.5	2.6	3.6	2.9	2.7	2.6	2.9
	65歳以上	2.7	2.6	2.5	2.2	2.1	3.0	2.4	2.0	2.3	2.6
女性	15～24歳	4.2	4.6	3.8	2.9	3.6	3.6	3.1	2.4	2.9	3.9
	25～34歳	3.7	3.3	2.9	3.4	2.7	3.7	2.5	3.3	3.6	3.0
	35～44歳	3.3	3.3	2.9	2.0	2.0	2.2	2.1	2.5	2.1	1.9
	45～54歳	3.5	3.2	2.2	2.3	2.0	2.9	2.4	1.9	1.6	1.9
	55～64歳	2.5	3.2	2.2	2.3	1.4	2.7	3.3	2.6	2.6	2.8
	65歳以上	1.3	2.1	1.9	1.4	1.5	1.4	1.9	1.6	1.4	1.7

(出典) 東京都総務局「東京の労働力」

(注) 平成28年及び令和3年の数値については、基準人口の切替えに伴う変動を考慮し、総務省統計局が遡及集計した数値を用いている。

## (2) 都内の平均賃金

(単位:円)

		平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)
男性	～19歳	190,900	188,300	196,700	180,900	196,400	174,700	197,300	190,100	184,000	216,200
	20～24歳	223,900	228,700	234,400	230,200	235,000	230,400	231,000	246,100	253,500	253,700
	25～29歳	272,400	272,300	281,700	275,700	279,500	275,800	271,100	290,600	296,900	304,100
	30～34歳	330,700	332,400	344,000	341,100	340,200	330,900	331,100	347,700	341,800	360,400
	35～39歳	392,700	392,900	390,600	392,700	403,900	393,500	382,600	406,500	389,600	428,000
	40～44歳	445,800	442,100	443,600	449,000	451,900	441,200	427,400	444,200	431,300	477,900
	45～49歳	515,500	502,500	488,900	494,300	488,600	473,700	455,100	470,300	463,800	529,200
	50～54歳	553,400	535,900	533,800	542,400	527,800	522,700	492,600	504,400	485,300	533,800
	55～59歳	526,400	530,900	523,600	538,800	532,900	533,200	508,300	512,300	530,000	566,600
	60～64歳	367,100	371,600	368,100	379,700	389,500	389,300	390,900	403,500	411,300	400,900
	65～69歳	342,600	336,700	318,600	331,300	315,700	327,900	313,900	335,700	381,100	348,800
	70歳～	314,600	315,300	284,300	305,900	268,100	249,300	281,100	271,100	282,400	273,600
女性	～19歳	180,300	186,300	189,700	184,000	193,300	176,600	209,200	191,300	196,300	202,100
	20～24歳	215,700	219,100	227,400	227,200	229,600	223,800	228,200	238,100	232,100	254,800
	25～29歳	248,900	252,500	256,600	254,200	261,200	259,800	258,000	265,700	263,800	285,800
	30～34歳	279,000	286,600	286,200	283,800	291,600	289,000	286,000	297,100	291,500	315,300
	35～39歳	306,100	308,400	308,600	304,700	314,000	312,600	313,500	327,000	322,300	363,300
	40～44歳	340,700	324,200	333,600	325,100	342,300	338,400	337,900	345,700	328,100	368,200
	45～49歳	364,600	348,800	341,800	347,400	343,900	341,200	331,900	345,600	339,200	388,100
	50～54歳	375,200	360,200	361,500	362,400	360,400	343,600	357,300	348,600	347,900	387,700
	55～59歳	342,600	339,100	348,600	348,200	349,500	354,300	348,400	362,000	331,700	391,100
	60～64歳	281,100	260,000	279,800	275,300	270,300	278,600	281,200	291,000	288,000	333,600
	65～69歳	269,500	263,900	306,400	242,400	269,800	259,900	253,100	273,600	202,600	287,800
	70歳～	260,700	245,700	300,800	254,500	210,000	226,700	239,500	244,100	223,800	334,700

(出典) 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

(注1) 対象は、10人以上の事業所に雇用される常用労働者のうち、一般労働者の6月分の所定内給与月額。

(注2) 令和2年調査より一部の調査事項や推計方法などが変更されたため、これまでの公表値との比較には注意が必要である。